

## 添付資料 1

### GLP 社との電話でのやりとりの詳細

今年3月4日、事業者の連絡窓口に電話し、2点の質問をしました。

- ①現地でボーリング調査のような作業をしているが、どのような作業か？
- ②「立ち入り禁止の」看板に事業者とは異なる会社名となっているが？

後日折り返し回答するとのことでした。

3月7日に折り返しの電話がありました。

その時のやり取り要旨

①点目の回答要旨…やっている作業について一今後の準備もあるので、何らかの作業をしている。(李家さんは)何をしているか把握していない。重要なことは説明会などで知らせしていますが、教える必要がない、周知しなければならないと考えていません。義務がないものはお知らせしません。

②点目については、管理委託しているとのことでした。

こんなあからさまな対応をする企業があったのかと、驚いてしまいました。この窓口担当は、事業者の社員ではなく、住民窓口として業務委託した会社の人たちだとは承知していましたが、事業者の意思がなければこのような対応にはならないと思われます。

昭島巨大物流センターを考える会  
共同代表 大竹 雄二



昭島市・巨大物流センター建設に伴う交通量増加反対に関する請願

住 所 立川市 [REDACTED]  
■体名 西砂小学校PTA [REDACTED]  
代表者氏名 [REDACTED] 他 11名  
連絡先の電話番号 [REDACTED]

紹介議員 江口 元気 [REDACTED]

1. 請願の要旨

私たち西砂小学校PTAは、昭和の森ゴルフ場を撤去して新たに巨大物流センター（GLP昭島）を建設しようとする計画に対して、子どもたちの安全に重大な懸念があることから、その計画に対する立川市の対応を求めます。

2. 請願の理由

近年中に西砂小近隣に物流センターが建設予定されており、通学路の交通量の増加が懸念され、このほとんどが西砂小学校近隣を通るルートだと思われま

す。  
立川市の子どもたちのために、安全確保のためのあらゆる方策を考え、安全を図った建設計画であるよう注視・勧告・是正するよう請願します。

記

1. 通学路の交通量の増加に対し入出庫ルートの是正協議を求めます

GLP昭島プロジェクト計画概要では、  
『大型車1日約1,100台（ピーク時約100台/時）』  
『普通車1日約4,700台（ピーク時約450台/時）』  
と示されており、入庫出庫のほとんどが立川市立西砂小学校の近辺を通るルートです。

一番多く想定されるのは宮沢中央通り（西砂小東側）、また学区内の五日市街道に關してもさらに交通量の増加が見込まれ、児童が安全に通学できると思

えません。特に宮沢中央通り及び西砂小東交差点に於いては、以前から事故や



渋滞が多発しており、隣接市の通学・通勤路に当たることから歩道内での児童と自転車との接触事故も見受けられます。さらに大型トラック等が増加すると、今まで以上に子どもたちの安全を守ることが難しくなります。

## 2. 土地利用計画内の入出庫口の変更協議を求めます

土地利用計画では、立川市に向けて入出庫する道路がほとんどであり、近隣である西砂小学校区への交通事情悪化が想定されます。西砂小学校区はとりわけ片側一車線道路が多く、子どもたちや私たちを含め、トラックと自転車との接触事故の要因にもなりかねません。

しかしながら開発計画段階であり、新設開発道路なども計画されていることから、他にも国道 16 号への交通がしやすくなるような入出庫口を設けるなど、あらゆる方策を打診できる段階であるにとらえています。開発計画段階からの早期協議を求めます。

## 3. 立川市民そして子どもたちの安全を図るよう求めます

上記については通学時間に限る事ではなく、周辺地域が常に不利益を被る事です。最寄りの JR 昭島駅への渋滞、国道 16 号と砂川地域を結ぶ五日市街道への渋滞も懸念されます。メインの配送ルートで使われる市内道路の舗装も劣化します。子供乗せ自転車なども幅員の狭い大型車の走る道路を並走する恐れや、通勤・通学など自転車での外出も事故の危険が付きまといまいます。子どもたちの放課後に活動する場も制限されてしまいます。

以上のことから、本計画は立川市民としても受け入れがたく、西砂小学校 PTA は『交通量増加反対』の署名活動を行い、本計画について常に注視し、必要に応じて行動をします。

立川市関係各所にも、市民の安全な生活を維持できるよう本計画に対する対策を講じるようお願い申し上げます。

令和 4 年 8 月 26 日

立川市議会

議長 木原 宏 殿

陳情第17号	付託委員会	建設環境委員会
GLPの巨大物流倉庫などの建設から住民の平穏な生活・住環境を守るための陳情		
受理年月日	令和4年11月15日	
陳情者	昭島市つつじが丘の住民 ほか4名	
陳情の要旨		
<p>[陳情の要旨]</p> <p>住民の平穏な生活・住環境を守るために「GLPの巨大物流倉庫などの建設計画」に対し、市議会として市に以下の要請をお願い致します。</p> <p>目の前のゴルフ場に高さ55mの巨大物流倉庫などが建設され、市内中にトラックが一日5800台走行する計画を知り、つつじが丘住民は、多くの不安や心配に心を痛めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「目の前に壁ができる。」</li> <li>・「生活に潤いを与えてくれる緑の景観が失われる」</li> <li>・「今でも救急車が通れないほどの渋滞なのに、住民の車が出られなくなるのでは」</li> <li>・「子供たちの通学路の安全が心配です。」</li> <li>・「24時間営業で早朝・深夜の騒音は嫌です。」</li> <li>・「夏涼しい風の流れが変わるのでは？」</li> <li>・「住環境の悪化で資産価値も下がるのでは？」</li> </ul> <p>数え上げればきりがありません。こうした住民の不安・心配から平穏な住民の生活と住環境を守るために市議会として以下の項目を市に要請していただきますようお願いいたします。</p>		
記		
陳情項目		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの交通安全のためこれ以上交通量が増加しないように関係機関と協議してください。</li> <li>2. 物流倉庫建設により、玉川上水沿いや住宅地からの緑の景観が損なわれることのないように東京都と連携して対応してください。</li> <li>3. 24時間稼働の物流倉庫及び関連車両走行による早朝・深夜の「騒音・振動」が、住民に影響を及ぼすことのないように東京都とも連携して対応してください。</li> <li>4. 「住民からの意見聴取」等、GLPに対し市から再度「住民への誠意ある対応」を強く求めてください。</li> </ol>		
以上		

建設環境委員会 日程

日時：令和 5年 9月 12日

午前9時30分

場所：会議室 402・403

- 1 議案第68号 昭島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 2 陳情第15号 GLP昭島プロジェクトについて昭島市の上位計画と整合し法令に則ったものとなるよう真摯な協議を昭島市に求める陳情



陳情第15号	付託委員会	建設環境委員会
<p>GLP昭島プロジェクトについて昭島市の上位計画と整合し法令に則ったものとなるよう真摯な協議を昭島市に求める陳情</p>		
受理年月日	令和5年8月18日	
陳情者	昭島市つつじが丘の住民	
陳情の要旨		
<p>陳情の要旨</p> <p>昭島駅北側の、現在は昭和の森ゴルフコースなどがある一帯に、巨大物流倉庫・データセンターを建設するGLP昭島プロジェクトが、2022年2月に日本GLP株式会社（以下「GLP社」）より公表されました。同地区は、昭島市のまちづくりの基本方針である都市計画マスタープランで、「緑の拠点」「水と緑を守り育てるゾーン」とされていることから、いつまでも緑豊かな環境が守られると思っていた地域住民には寝耳に水であり、大変ショックを受けました。以来、8カ月ほどで300通を超える（市長への手紙）が寄せられ、また開発事業者より公表された環境影響評価調査計画書に対しては、20日間で234通もの意見書が出されたそうです。昭島市は、こうした市民からの非常に大きな反響を受け、11月には10ページに渡る【意見書】を都に提出、続いてGLP社に対し（行政機関から民間事業者へは異例ともいわれる）【要請書】を提出しました。</p> <p>【意見書】では、これまで昭島市が「人間尊重」と「環境との共生」をまちづくりの普遍の理念として掲げ、「安全安心かつ利便性の高い都市基盤と深層地下水100%の水道水を可能とする水と緑の自然環境とが調和した住宅都市」としてのまちづくりを進めてきたことを指摘した上で、「昭島市のまちづくりを後退させることなく、地域住民の意向に十分に配慮した最大限の対策を講じ」ることを、GLP社に求めており、【要請書】でも同様のことを「強く要請」しています。いずれの文書も、多岐に渡る踏み込んだ内容で、この間、寄せられてきた市民からの声をしっかりと反映してくれたものと、大変心強く、ありがたく感じました。</p> <p>こうした中、今年に入り、当該開発地域を中心とする玉川上水南側地区の地区計画策定が始まりました。（地区計画）とは、昭島市のまちづくりに関する上位計画である都市計画マスタープランなどを実現するため、その地区のまちづくりの目標や方針、具体的なルールを定めるものです。昭島市が直接GLP社と協議し、すでに定められているまちづくりの方針に沿った開発となるよう協力を求めることができる、数少ない手段の一つです。</p> <p>昭島市都市計画マスタープランは、都市計画法に定める「基本方針」に当たり、同法の手続きに基づいて全市的な意見を集約して策定されたものであり、これを下位計画である地区計画によって実質的に変更することは、都市計画法上認められていません。同法第18条の二、第4項で「市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。」と</p>		



定められている通りです。

また、国の景観法は、事業者の責務として、「土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない」と定めています（第5条）。東京都景観条例においても、同様の責務が規定されています。さらに、同条例に基づき都が定める玉川上水景観基本軸では、玉川上水の中心から両側それぞれ100mの地域を対象に、景観法8条2項2号に基づく「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」が定められています。具体的には、「玉川上水や緑道に面する建築物の高さが、玉川上水や緑道の樹木の最高高さを超えないよう工夫する」ことや「長大な壁面を避け、圧迫感の軽減を図ること」など様々な規制が設けられています。

大変重要なのは、GLP社も、上位計画である都市計画マスタープランや昭島市環境基本計画等に即した開発計画とすると、当初から説明しているということです。しかし、現在（陳情提出時）までに示されているGLP社の計画は、昭島市都市計画マスタープランで定められたまちづくりと相容れない点があると言わざるを得ません。また、アクセス道路が十分でない中で交通量の増大など、客観的に見て解決の難しい問題を含んでいること、そして市民の関心が非常に高い問題であることも明らかです。

そこで、以上の趣旨を踏まえ、以下の通り昭島市議会から昭島市に要請して頂きますよう、お願い致します。

#### 記

1. 昭島市の【意見書】【要請書】で指摘している昭島市のまちづくりが実現されるよう、GLP社を始め、その他の関係機関と緊密に協議し、主張すべきところは厳しく主張して、GLP昭島プロジェクトにより昭島市民が不利益を被ることのないよう、最善を尽くしてください。
2. 玉川上水南側地区の地区計画を策定するにあたっては、都市計画法の理念・趣旨についての理解を得るべく、GLP社との間で真摯な協議を尽くした上で、昭島市都市計画マスタープランに即したまちづくりが実現できるような地区計画を策定してください。
3. 玉川上水南側地区の地区計画を策定するにあたっては、高さ規制や、壁面の位置、形態・意匠等について、GLP社との間で真摯な協議を尽くして理解を求め、東京都景観条例に基づく玉川上水景観基本軸の諸規定に則った地区計画を策定してください。

# 西武立川駅南口地区地区計画

決定告示年月日	平成 24 年 9 月 10 日 昭島市告示第 161 号
変更告示年月日	平成 27 年 12 月 24 日 昭島市告示第 273 号

名 称	西武立川駅南口地区地区計画
位 置※	昭島市美堀町一丁目及びつつじが丘一丁目各地内
面 積※	約 5.6ha
地区計画の目標	<p>本地区は、北側を西武鉄道拝島線、南側を玉川上水に囲まれた立川市に隣接する地区であり、高い交通利便性と水と緑が豊かな自然環境を兼ね備えた地区である。</p> <p>昭島市都市計画マスタープランにおいては、「拠点に準ずる地区」に位置づけられており、多様なニーズに対応し、周辺も含めた良好な住宅・住環境の形成を図っていくこととしている。</p> <p>このことから、本地区計画を策定することにより、昭島市の北の玄関口として、駅周辺にふさわしい土地利用や基盤整備を誘導するとともに、玉川上水と連携した緑のネットワークを形成し、緑豊かで、うるおいのある快適な住環境の形成を目指していく。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>本地区を3つの地区に区分し、それぞれの地区特性にふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p>(1) 駅前商業地区 地域密着型の商業施設、生活関連サービス施設などと周辺の住環境とが調和し、駅前にふさわしい多様な機能が集積する、美しい街並みにぎわいを備えた利便性の高い複合市街地を形成する。</p> <p>(2) 住宅地区 周辺の自然環境と調和し、閑静で落ち着きがあり、良好な環境を有する住宅市街地を形成する。</p> <p>(3) 玉川上水北側地区 地区南側に位置する玉川上水と調和した良好な環境を有する市街地を形成する。</p>
	<p>市街地の骨格を形成するため、道路、公園の適切な配置とともに、緑豊かでゆとりある市街地形成を図るため、環境緑地、歩道状空を配置する。</p> <p>(1) 道路の整備方針 昭島市の北の玄関口として利便性の高い地区を形成するため、駅前広場の整備による公共交通の結節、補助幹線道路の整備による区域内外との円滑な交通ネットワークの形成を図る。また、住宅地区内では、住民の利便性を確保するよう区画道路を配置する。</p> <p>(2) 公園の整備方針 地域に親しまれる、やすらぎと憩いの空間を形成するとともに、西武立川駅から玉川上水に向けて形成される緑のネットワークの拠点となるよう公園を配置する。</p>
地区施設の整備の方針	

添付資料5

区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区施設の整備の方針	<p>(3) その他の公共空地の整備方針</p> <p>各敷地の道路に面する部分には、玉川上水や公園とつながる緑のネットワークを形成する環境緑地を配置し、駅周辺には、ゆとりある歩行者空間を創出するため歩道状空地を配置する。</p> <p>環境緑地は、原則として、駅前広場及び補助幹線道路沿いは、道路に面する敷地の部分のすべて、その他は道路に面する敷地の各部分の2分の1以上を、低木等の植栽により緑化する。ただし、環境緑地2号の補助幹線道路沿いについては人の出入り口を、その他は人、車両等の出入り口を確保することにより所定の長さを緑化することが困難な場合等やむを得ない理由があるときは、敷地内に同等の緑化を行い環境の確保に努める。</p>					
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境と調和した魅力ある市街地を形成するために、建築物等の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 地区の特性にあった良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>(2) 敷地の細分化による建築物の建て詰まりを防止し、良好な市街地環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>(3) ゆとりある歩行空間の形成とともに、魅力的な街並み景観を形成するため、壁面の位置の制限や壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p> <p>(4) 周辺環境と調和した良好な市街地景観を形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>(5) 良好で統一感のある街並み景観を創出するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p> <p>(6) 緑豊かな街並みによる良好な住環境を形成するため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>					
地区整備計画	位置	昭島市美堀町一丁目及びつつじが丘一丁目各地内					
	面積	約 3.8ha					
	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員 ( )は地区外を含めた全幅員	延長	面積	備考
		道路	補助幹線道路1-1号※	12~15m	約245m	—	新設、一部既存
			補助幹線道路1-2号※	0~2.5m (11~22m)	約45m	—	新設
補助幹線道路2号※			0~36m (16~49.9m)	約55m	—	新設 駅前広場約1,400㎡を含む	
区画道路6号			0~3m (6m)	約20m	—	新設	
区画道路7号	6m		約95m	—	新設		

地区整備計画

地区施設の配置及び規模

道路	区画道路 8 号	0～3 m (6 m)	約 55 m	—	新設	
	区画道路 9 号	6 m	約 60 m	—	新設	
	区画道路 15 号	5 m	約 100 m	—	新設	
	区画道路 16 号	5 m	約 85 m	—	新設	
	区画道路 17 号	5 m	約 90 m	—	新設	
	区画道路 18 号	5 m	約 80 m	—	新設	
	区画道路 21 号	3 m (6.2 m)	約 10 m	—	拡幅	
	区画道路 22 号	3～6 m (6 m)	約 65 m	—	新設	
	区画道路 23 号	6 m	約 180 m	—	新設	
	区画道路 24 号	6 m	約 95 m	—	新設	
	区画道路 25 号	3.3 m (6.5 m)	約 200 m	—	新設、一部既存	
	公園	公園 4 号	—	—	約 1,430 m <sup>2</sup>	新設
		公園 5 号	—	—	約 920 m <sup>2</sup>	新設
	その他の 公共空地	歩道状空地 1 号	1.0 m	約 65 m	—	新設
歩道状空地 2 号		0.5 m	約 135 m	—	新設	
環境緑地 1 号		1.0 m	約 320 m	—	新設	
環境緑地 2 号		0.5 m	約 1,745 m	—	新設	
建築物等に関する事項	名称	駅前商業地区 A	駅前商業地区 B	玉川上水北側地区	住宅地区	
	面積	約 300 m <sup>2</sup>	約 0.8 ha	約 0.5 ha	約 2.5 ha	

<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 工場（店舗に附属する作業所を除く）</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 補助幹線道路2号に面する建築物の1階部分を住居の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない）</p> <p>(2) 工場（店舗に附属する作業所を除く）</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 3戸以上の長屋</p> <p>(3) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>
<p>建ぺい率の最高限度</p>	<p>10分の6</p> <p>ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。</p>		<p>—</p>	
<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>1,000㎡</p>		<p>100㎡</p>	

<p>壁面の位置の制限</p>	<p>計画図3に示す壁面の位置の制限が定められている敷地において、建築物の外壁（出窓等は除く）又はこれに代わる柱の面の位置から道路境界線までの距離は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1号壁面線：2.0m以上                  (2) 2号壁面線：1.5m以上                  (3) 3号壁面線：0.5m以上                  (4) 4号壁面線：1.0m以上</p>	<p>計画図3に示す3号壁面線により壁面の位置の制限が定められている敷地において、建築物の外壁（出窓等は除く）又はこれに代わる柱の面の位置から道路境界線までの距離は0.5m以上とする。ただし、道路の隅切り部分までの距離については、この限りではない。なお、建築物の各部分が次の各号の一つに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの                  (2) 自動車車庫で外壁を有しないもの</p>	
<p>壁面後退区域における工作物の設置の制限</p>	<p>壁面後退区域のうち、環境緑地として緑化している部分については、門・へい・その他の工作物を設置してはならない。</p>		
<p>建築物等の高さの最高限度</p>	<p>30m</p>	<p>15m</p>	<p>12m</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p> <p>1. 建築物等の形態・色彩・その他の意匠は、玉川上水のうるおいある環境や周辺の街並み特性と調和した良好な景観の創出に配慮したものとする。</p> <p>2. 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は原色を避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色調とする。</p> <p>3. 建築物の外壁面の色彩（色相、明度及び彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められたものとする。以下同じ。）は、（1）及び（2）に掲げる色彩の中から、また、屋根面の色彩は、（3）及び（4）に掲げる色彩の中から使用する。ただし、外壁各面について、各面の5分の1以下の面積まで（1）及び（2）に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</p> <p>（1）色相が0R（赤）から5.0Y（黄）の場合、明度4以上8.5未満、彩度4以下の色彩</p> <p>（2）前1号に規定する色相以外の色相の場合、明度4以上8.5未満、彩度1以下の色彩</p> <p>（3）色相が5.0YR（黄赤）から5.0Y（黄）の場合、明度6以下、彩度4以下の色彩</p> <p>（4）前3号に規定する色相以外の色相の場合、明度6以下、彩度2以下の色彩</p> <p>4. 屋外広告物は、設置位置、形態、規模、デザイン、色彩などについて、地区の良好な環境及び都市景観に配慮したものとする。また、原則として、屋上には屋外広告物を設置してはならない。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する垣又はさくの構造は、良好な景観を形成するよう生垣又は透視可能で周辺環境と調和したフェンス（0.6m以下の基礎部分を除く）等とする。ただし、良好な沿道環境の形成に配慮したものについては、この限りではない。</p>

※は知事協議事項

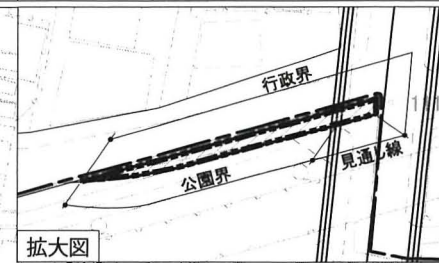
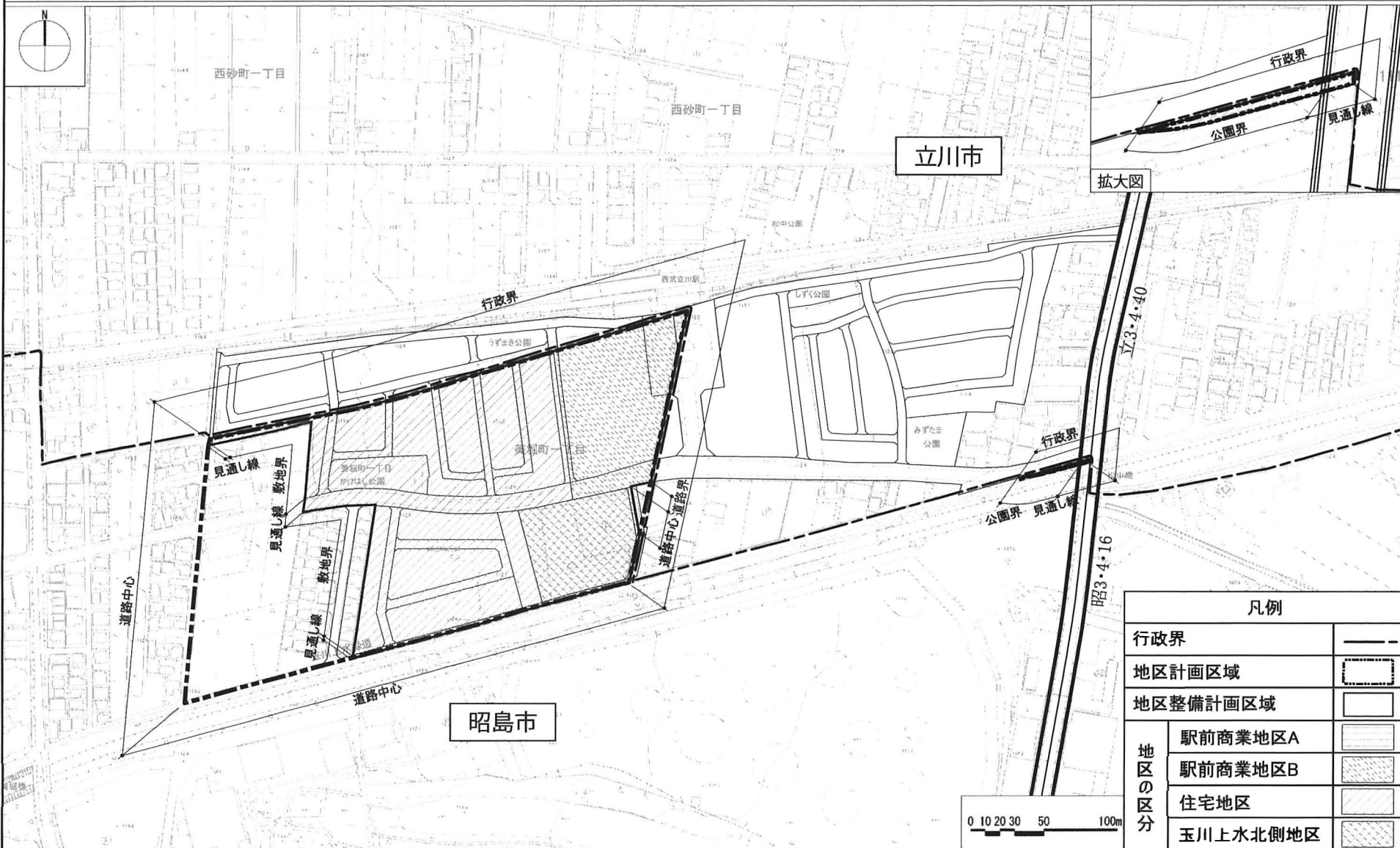
「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：玉川上水と連携した緑のネットワークを形成し、緑豊かで、うるおいのある快適な住環境の創出を図るとともに、将来にわたり良好な住環境を維持・保全するため、地区計画を変更する。

# 昭島都市計画地区計画 西武立川駅南口地区地区計画

## 計画図1

[昭島市決定]



凡例		
行政界	— — — —	
地区計画区域	□ (dashed border)	
地区整備計画区域	□ (solid border)	
地区の区分	駅前商業地区A	□ (horizontal lines)
	駅前商業地区B	□ (diagonal lines)
	住宅地区	□ (vertical lines)
	玉川上水北側地区	□ (cross-hatch)

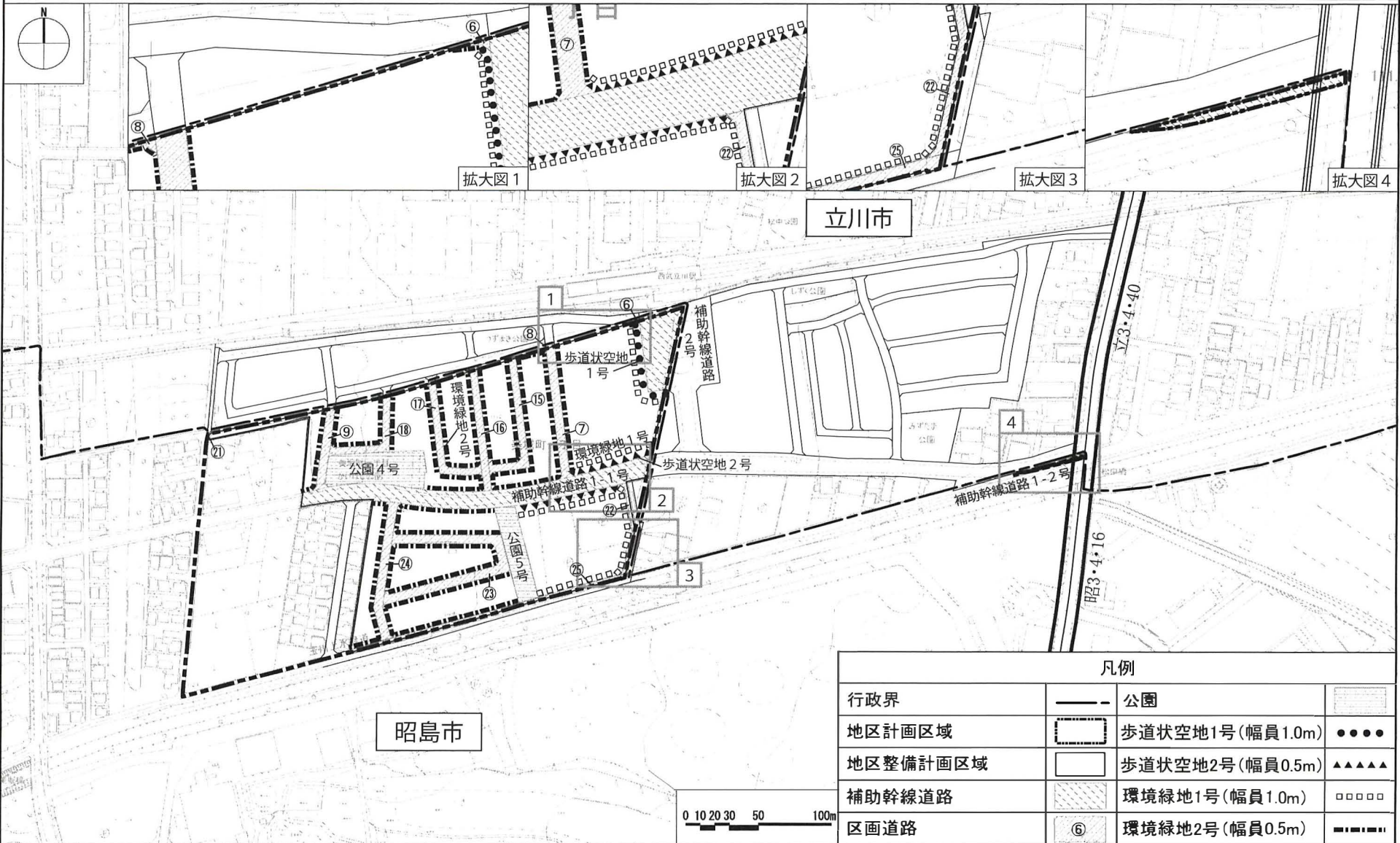
この地図は東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。無断複製を禁ずる。(27都市基交測第6号・MMT利許第27001号-22)  
 「(承認番号)27都市基街都第31号、平成27年5月28日」



昭島都市計画地区計画  
西武立川駅南口地区地区計画

計画図2

[昭島市決定]



凡例		
行政界	——	公園
地区計画区域	□	歩道状空地1号(幅員1.0m)
地区整備計画区域	□	歩道状空地2号(幅員0.5m)
補助幹線道路	▨	環境緑地1号(幅員1.0m)
区画道路	⑥	環境緑地2号(幅員0.5m)

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。無断複製を禁ずる。(27都市基交測第6号・MMT利許第27001号-22)  
〔(承認番号)27都市基街都第31号、平成27年5月28日〕

昭島都市計画地区計画  
西武立川駅南口地区地区計画

計画図3

〔昭島市決定〕

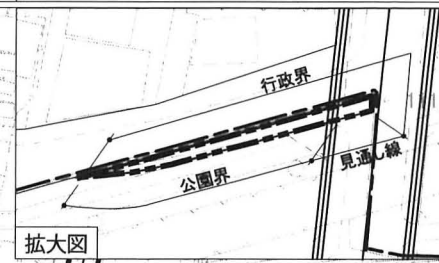
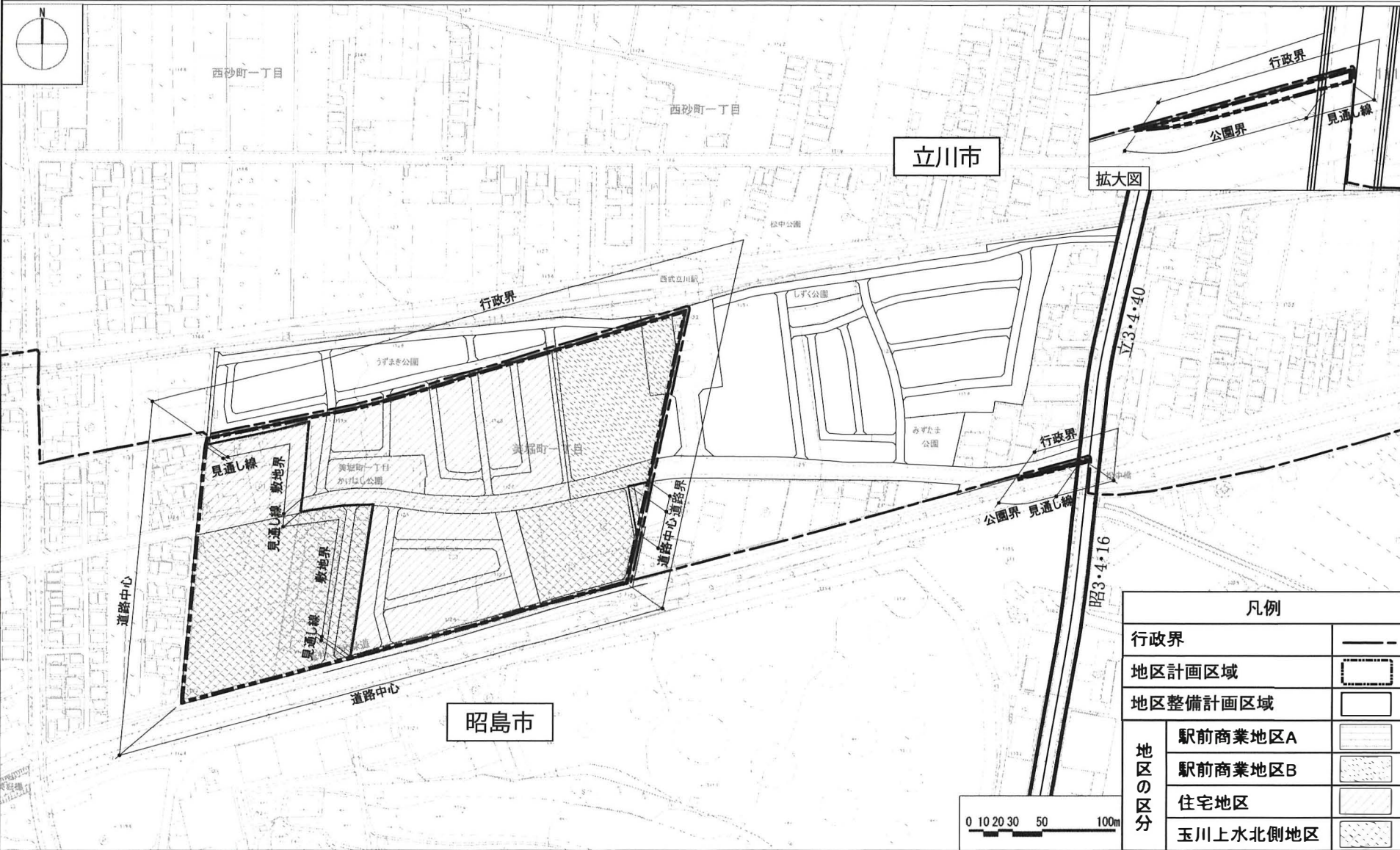


「この地図は東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。無断複製を禁ずる。(27都市基交測第6号・MMT利許第27001号-22)」  
「(承認番号)27都市基街都第31号、平成27年5月28日」

# 昭島都市計画地区計画 西武立川駅南口地区地区計画

## 方針附図

[昭島市決定]



凡例		
行政界	———	
地区計画区域	□	
地区整備計画区域	□	
地区の区分	駅前商業地区A	□
	駅前商業地区B	□
	住宅地区	□
	玉川上水北側地区	□

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。無断複製を禁ずる。(27都市基交測第6号・MMT利許第27001号-22)  
 [(承認番号)27都市基街都第31号、平成27年5月28日]

N 35 43 24 60 E 139 21 17 74

N 35 43 24 60 E 139 22 12 50

▲	UserID	タイトル	登録日	登録者	キーワード	内容	画.リ	備考	更新日	境界線色	境界	面積(m2)	周長(m)	
1	3		2023-12-07						-	7	8388863	3	5,439	718
2	5		2023-12-23						-	7	8388866	3	4,961	412
3	6		2023-12-28						-	7	8388869	3	2,913	277
4	8		2023-12-28						-	7	8388883	3	4,156	498
5	9		2023-12-28						-	7	8388860	3	9,322	962

情報ウィンドウの表示
  選択データを画面中央に表示
  選択データだけをリスト表示
  リンクファイルを開く

100m

N 35 43 02 78 E 139 21 17 74

N 35 43 02 78 E 139 22 12 50

- ユーザレイヤ**
- 代官山北部自然地区 (面)
  - 水たまりの分布図 (線)
  - 水たまりの分布図 (線)
  - 樹木の点 (点)
  - GLP開発地域20231101 (面)
  - 樹冠地域20231101 (面)
  - GLPに保全希望地域20220722\_1 (面)
  - ビューポイント (点)
  - 追加注記 (注記)
  - 昭島市外カバ (面)
  - 哺乳類 (点)
  - タンポポ (点)
  - 昭島市町字名 (点)
  - 昭島市街区番号\_2017 (点)
  - 昭島市-公的集会所 (表示するもののみ) (点)
  - 昭島市-公園 (点)
  - 昭島市-学校 (点)
  - 自然観察路 (線)
  - 昭島市界 (線)
  - タンポポメッシュ (線)
  - 茶区メッシュ (線)
  - 追加道路 (茶畑地図情報20190701に追加) (線)
  - 昭島市\_道路線 (線)
  - ツバキ集団緑 (面)
  - カントウタンポポの大群落 (面)
  - 土地利用 (面)
- 背景地図**
- 3rd
  4[1]rd
  5[1]rd
  9[1]rd
  10[1]rd
  11[1]rd
- 注釈: 最新面: 前面  
 プロパティ: 最新面: 前面

添付資料 7